

平成 28 年 7 月 16 日

加盟団体責任者殿

練馬区剣道連盟 事務局長 中城啓孔
T E L 080-6565-5933
F A X 03-6767-0933
E-mail nerimakuenren@yahoo.co.jp

鍊士・教士称号審査のご案内

拝啓 時下ますますご健勝にことと拝察申し上げます。

標記の件以下のようにご案内させていただきますので、会員の皆様にご周知ください。

なお、称号審査は、『東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規定および実施要領第 21 条第 2 項』の資格を有する者を、練馬区剣道連盟から候補者として推薦します。この推薦資格を満たしているかどうかはご本人の『講習手帳』の下記の履歴で判断しますので、ご確認の上、お申し込みください。

敬具

記

1. 受審資格

鍊士	六段受有後1年以上を経過（平成27年11月30日以前に取得）した者。五段受有後10年以上を経過（平成18年11月30日以前に取得）し、かつ年齢60歳以上の者。 東剣連が認める審判講習会を3回以上（有効期間3年）受講し、かつ加盟団体等の主催する大会において5回以上の審判歴を有する者。
教士	鍊士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成26年11月30日以前に取得）した者。 東剣連が認める審判講習会を3回以上（有効期間3年）受講し、かつ加盟団体等の認める指導場所において周1回以上、1年以上の指導歴を有する者。

2. 申込方法・申込締切日

下記3項の選考料と審査料の合計を入金後、『鍊士（教士）受審申請書（本人用）』と小論文（※ 手書きによる自筆、パソコン不可）に講習手帳を添えて、8月24日（水）までに練馬区剣道連盟事務局へ申し込みすること。

〒176-0023 東京都練馬区中村北 2-18-1 鍊伸館上原道場 上原様方

必ず郵送にてお願い致します。

3. 選考料・審査料・（登録料）

	選考料	審査料	申込時振込合計	参考（登録料）
鍊士	2,160円	14,960円	17,120円	（6万円強）
教士	2,160円	18,200円	20,360円	（9万円弱）

4. 振込金融機関 ゆうちょ銀行 普通 口座名 練馬区剣道連盟

記号 10090 番号 72748321 店名 ○○八 口座番号 7274832

振込人氏名の前に必ず団体名を記入のこと

5. 審査方法

	審査方法	合否判定
鍊士	<p>小論文。課題：「平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修行について述べなさい」。市販の B4 縦書きの 400 字詰め原稿用紙に、400 字以上 800 字以内。用紙 1~4 行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること（凡例参照）。</p> <p>封筒『長 3（縦 23.5 cm × 横 12 cm）』の表に「剣道鍊士受審」「居合道鍊士受審」「杖道鍊士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記のうえ封印すること。</p>	課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道・居合道・杖道に対する受け止め方と文章の表現能力について審査する。
教士	<p>筆記試験。①「指導法」と「試合・審判」についての選択試験、②「日本剣道形」と「段位・称号」と「安全・健康」についての選択試験、③小論文の 3 科目群。</p> <p>平成 28 年 11 月 12 日（土）受付 12:30~13:00 筆記試験 13:30~16:30（予定）。</p> <p>東京会場は、弘済会館 4 階会議室（千代田区麹町 5-1）（交通手段は各自でお調べください。この他全国 4 カ所あり。）試験方法については全剣連月刊「剣窓」平成 29 年 9 月号および全剣連 HP に掲載する。試験場への携行品は鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム。</p> <p><u>（なお、10 月中旬に東剣連が開催する「剣道教士称号筆記試験のための勉強会（夕方 2 時間）」のご案内を 8 月下旬にしますので、申し込み、ご参加ください。）</u></p>	

6. 合格発表

合格者決定通知と証書を発行する。全剣連月刊「剣窓」平成 29 年 1 月号および全剣連 HP に合格者の氏名を掲載する。

なお、教士論文は 3 科目群の 1 つが不合格となった場合は再受審が 1 年以内に限って認められます。

7. 個人情報保護への対応

申込書に記載される個人情報（登録団体名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、段位等）は東京都剣道連盟が実施する本講習会運営のために利用する。なお、登録団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせて公表媒体（掲示用紙等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

8. その他

以上